

かすみがうら市立地適正化計画 届出制度の手引き

令和2年12月 かすみがうら市

1. 立地適正化計画について	1
(1) 立地適正化計画策定の目的	1
(2) 立地適正化計画とは	1
(3) かすみがうら市立地適正化計画における 都市機能誘導区域及び居住誘導区域	2
2. 届出制度の概要	3
(1) 届出制度とは	3
(2) 届出の流れ	3
(3) 届出に必要な書類一覧	4
3. 都市機能誘導区域外における事前届出	5
(1) 届出の対象となる誘導施設	5
(2) 届出対象行為	6
(3) 届出の時期	6
(4) 届出に必要な書類等	6
(5) 届出を要しない行為	6
4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出	7
(1) 届出の対象となる誘導施設	7
(2) 届出対象行為	8
(3) 届出の時期	8
(4) 届出に必要な書類等	8
5. 居住誘導区域外における事前届出	9
(1) 届出対象行為	9
(2) 届出の時期	9
(3) 届出に必要な書類等	10
(4) 届出を要しない行為	10
6. 届出書の様式	11

1. 立地適正化計画について

(1) 立地適正化計画策定の目的

我が国は急激な人口減少と超高齢社会に直面しており、今後も更なる人口の減少や高齢化が見込まれています。このような状況のなか、国においては、これらの諸問題に対応するため、平成 26 年（2014 年）に都市再生特別措置法が一部改正され、コンパクトシティの具体的な施策の推進として「立地適正化計画制度」が創設されました。

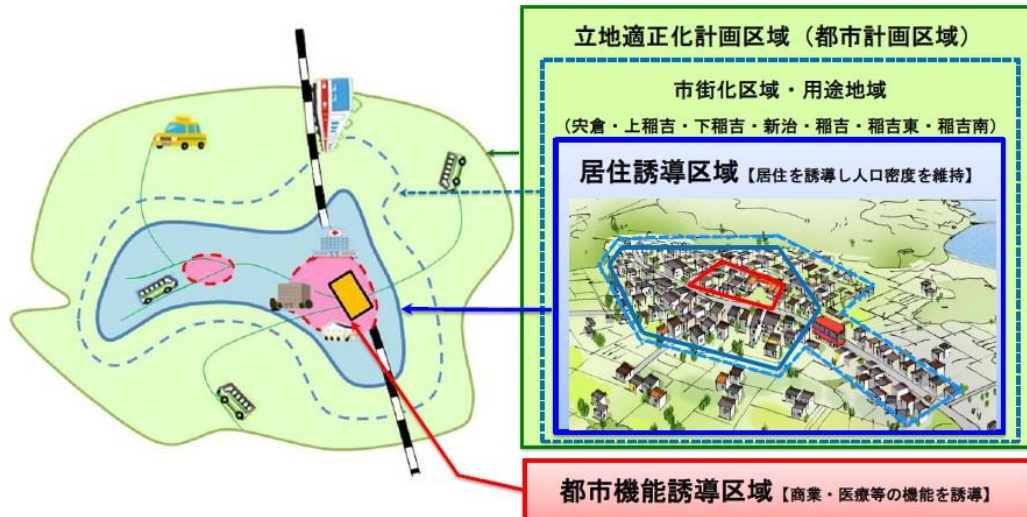
本市の人口は、平成 7 年（1995 年）頃から人口減少へと転じ、安心・安全で快適な生活環境の確保と持続可能な都市運営が長年の課題となっています。本市の将来を見据え、これらに対応した持続可能な都市づくりが求められます。

そのため、「都市計画マスタープラン」の改定と併せて、その高度化版として「立地適正化計画」を策定することとします。

(2) 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、人口減少や高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりを実現するため、基本的な方針や、居住や都市機能の立地を誘導すべき区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）、誘導するために講じる施策等を示す計画です。

《立地適正化計画のイメージ》



出典：国土交通省資料（一部加工）

都市機能誘導区域及び居住誘導区域



2. 届出制度の概要

(1) 届出制度とは

都市再生特別措置法第 88 条、同法第 108 条、同法第 108 条の 2 の規程に基づき、居住誘導区域外、または都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止について、届出が必要です。

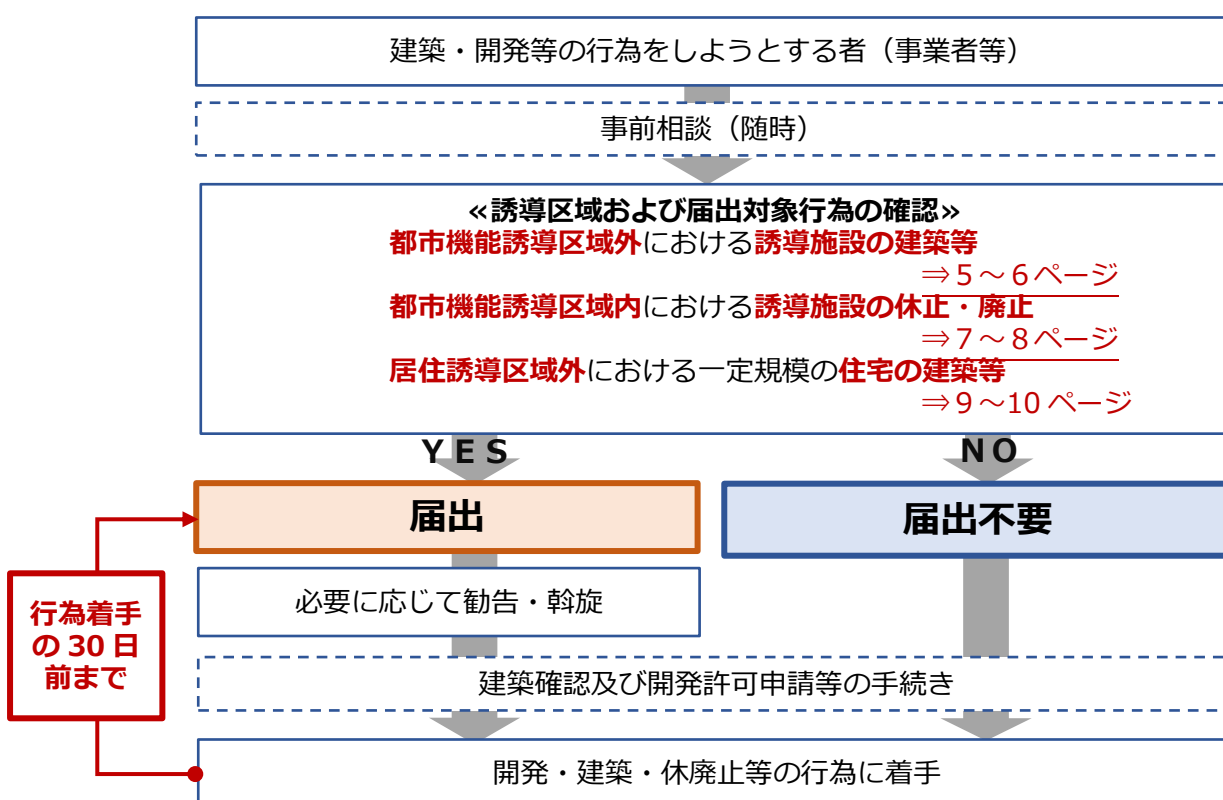
市長は、届出をした者に対して、開発規模の縮小や居住誘導区域または都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項、同法第 108 条第 3 項）。

- かすみがうら市立地適正化計画の公表（2020 年 12 月 1 日）以降に、工事着手する場合は、**工事着手の 30 日前までに届出が必要**になります。
- 宅地建物取引業法第 35 条における重要事項説明の対象になります。

(2) 届出制度の流れ

届出対象の建築・開発等の行為をしようとする者は、行為に着手する 30 日前までに、以下の流れに基づき、届出書と所定の関係図書を都市整備課に提出してください。

届出にあたっては、届出の対象などについて一定の条件がありますので、事前相談（随時）により、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性和必要書類の確認を行います。



(3) 届出に必要な書類一覧

届出の対象となる以下の行為については、あらかじめ定められている**届出書様式に添付書類を添えて（１部）、行為に着手する日の 30 日前まで**に、都市整備課まで届出をお願いします。

届出の対象となる行為		届出書様式	添付書類
都市機能誘導区域外における事前届出 <u>⇒ 5 ～ 6 ページ</u>	誘導施設の 開発行為	様式 1 (11 ページ)	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となる事項を記載した図書
	誘導施設の 建築等行為	様式 2 (12 ページ)	・敷地内における建築物の位置を表示する図面 ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となる事項を記載した図書
都市機能誘導区域内における休止・廃止の事前届出 <u>⇒ 7 ～ 8 ページ</u>	誘導施設を休止し、又は廃止	様式 4 (14 ページ)	・原則不要
居住誘導区域外における事前届出 <u>⇒ 9 ～ 10 ページ</u>	住宅等の開発行為	様式 5 (15 ページ)	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となる事項を記載した図書
	住宅等の建築等行為	様式 6 (16 ページ)	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となる事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（**様式 3**（13 ページ）、**様式 7**（17 ページ））を提出してください。

※開発許可申請、建築確認申請の図面と同等の縮尺図面を添付してください。

3. 都市機能誘導区域外における事前届出（都市再生特別措置法第 108 条）

都市再生特別措置法 第 108 条第 1 項の規定に基づき、**都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為**について、市長への届出を行う必要があります。

（１）届出の対象となる誘導施設

機能	施設	定義
医療機能	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（歯科を除く）
福祉機能	保健福祉施設	地域保健法第 18 条に規定する市町村保健センター、老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター、身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者福祉センター
	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター
	通所型福祉施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所を目的とする施設
	小規模多機能型介護施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所・入所・訪問の機能を兼ね備える施設
子育て機能	私立保育園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、民間が運営する施設
	認定こども園	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
	地域型保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に定める小規模保育事業を行う保育施設
	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童館
	子育て支援施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設
健康増進機能	スポーツ施設	健康増進施設認定規程（昭和 63 年厚生省告示第 273 号）に基づく健康増進施設及びこれに準ずる施設
商業機能	スーパーマーケット	大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡を超えるスーパーマーケット
	ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡を超えるドラッグストア
	ホームセンター	大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡を超えるホームセンター
金融機能	銀行	銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行
	信用金庫	信用金庫法第 2 条に規定する信用金庫
文化交 流機能	図書館・図書コーナー	図書館法第 2 条に規定する図書館及び社会教育法第 20 条に規定する公民館その他一般住民が利用できる図書室を有する施設
	コミュニティセンター	かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例に規定する公民館
	集会施設	
行政機能	市庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する市役所
	行政窓口	地方自治法第 155 条第 1 項に規定する出張所

(2) 届出対象行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 届出の時期

届出対象となる**開発行為等**に着手する**30 日前まで**に、都市整備課へ届出を行ってください。

(4) 届出に必要な書類等

届出の対象となる行為については、あらかじめ定められている**届出書様式に添付図書を添えて 1 部**提出してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書 (様式)	添付図書
誘導施設の 開発行為	様式 1	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
誘導施設の 建築等行為	様式 2	・敷地内における建築物の位置を表示する図面 ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（**様式 3**）を提出してください。

(5) 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものと
する行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当
該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出（都市再生特別措置法第108条の2）

都市再生特別措置法 第108条の2 第1項の規定に基づき、**都市機能誘導区域内での休止、または廃止しようとする場合**は、市長への届出を行う必要があります。

（1）届出の対象となる誘導施設

機能	施設	定義
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所（歯科を除く）
福祉機能	保健福祉施設	地域保健法第18条に規定する市町村保健センター、老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター、身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センター
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター
	通所型福祉施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所を目的とする施設
	小規模多機能型介護施設	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所・入所・訪問の機能を兼ね備える施設
子育て機能	私立保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、民間が運営する施設
	認定こども園	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	地域型保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を行う保育施設
	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童館
	子育て支援施設	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設
健康増進機能	スポーツ施設	健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）に基づく健康増進施設及びこれに準ずる施設
商業機能	スーパーマーケット	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡を超えるスーパーマーケット
	ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡を超えるドラッグストア
	ホームセンター	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡を超えるホームセンター
金融機能	銀行	銀行法第2条第1項に規定する銀行
	信用金庫	信用金庫法第2条に規定する信用金庫
文化交流機能	図書館・図書コーナー	図書館法第2条に規定する図書館及び社会教育法第20条に規定する公民館その他一般住民が利用できる図書室を有する施設
	コミュニティセンター	かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例に規定する公民館
	集会施設	
行政機能	市庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する市役所
	行政窓口	地方自治法第155条第1項に規定する出張所

(2) 届出対象行為

誘導施設	誘導施設を有する建築物を休止し、または廃止しようとする場合
------	-------------------------------

(3) 届出の時期

誘導施設を**休止し、または廃止しようとする日の 30 日前まで**に、都市整備課へ届出を行ってください。

(4) 届出に必要な書類等

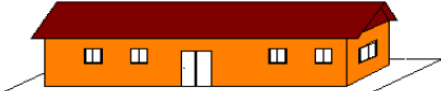
届出の対象となる行為については、あらかじめ定められている**届出書様式 1 部**を提出してください。

届出の対象となる行為	届出書様式	添付図書
誘導施設の休止または廃止	様式 4	・ 原則不要

5. 居住誘導区域外における事前届出（都市再生特別措置法第 88 条）

都市再生特別措置法 第 88 条第 1 項の規定に基づき、**居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定規模以上の開発行為・建築等行為**について、市長への届出を行う必要があります。

（1）届出対象行為

届出対象行為	届出概要
開発行為 ① 3 戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為 ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が 1,000 m² 以上のもの	届出概要 ①の例示 3戸の開発行為   ②の例示 1,300m² 1戸の開発行為   800m² 2戸の開発行為   出典：改正都市再生特別措置法等についての説明資料（国土交通省）
建築等行為 ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅等とする場合	届出概要 ①の例示 3戸の建築行為   1戸の建築行為   出典：改正都市再生特別措置法等についての説明資料（国土交通省）

（2）届出の時期

届出対象となる**開発行為等に着手する 30 日前まで**に、都市整備課へ届出を行ってください。

（３）届出に必要な書類等

届出の対象となる行為については、あらかじめ定められている**届出書様式に添付図書を添えて１部**提出してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書（様式）	添付図書
住宅の開発行為	様式５	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
住宅の建築等行為	様式６	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（**様式７**）を提出してください。

（４）届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①住宅等で仮設のもの、または農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の新築
- ③建築物を改築し、またはその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為として政令で定める行為

6. 届出書の様式

様式第1（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和2年 12月 1日

行為に着手する30日前までに記載・提出してください。

（あて先）かすみがうら市長

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者 住所 かすみがうら市 ○○○ ○-○

氏 名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

開発区域の所在地（地番）を記入してください。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称（地名地番）	かすみがうら市 ●●● ▲-▲
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設（ドラッグストア）
	4 工事の着手予定年月日	令和3年 1月 4日
	5 工事の完了予定年月日	令和3年 5月 31日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）
 - ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図面（例：位置図等）

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。		いずれかを選択してください。
令和2年 12月 1日		行為に着手する30日前までに記載・提出してください。
(あて先) かすみがうら市長		・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印）を押印してください。 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。
届出者 住所 かすみがうら市 ○○○ ○-○		
氏 名 ○○株式会社 印		
代表取締役△△ △△		
連絡先 ○○○○-○○-○○○○		
1 建築物を新築しようとする土地、または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：かすみがうら市 ●●● ▲-▲ 地目：宅地 面積：2,000 平方メートル	
2 新築しようとする建築物、または改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（ドラッグストア）	
3 改築、または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日：令和 3年 1月 4日 行為の完了予定年月日：令和 3年 5月 31日	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- 建築物の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- 委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- その他参考となるべき事項を記載した図面〔例：位置図等〕

行為の変更届出書

(あて先) かすみがうら市長

行為に着手する30
日前までに記載・提
出してください。

令和 2年 12月 15日

- ・届出者が個人の場合は、
住所・氏名を記入し、個人印（認印可）
を押印してください。
- ・届出者が法人の場合は、
法人の所在地・名称・代表者氏名を記
入し、代表者印を押印してください。

届出者 住 所 かすみがうら市 ○○○ ○-○

氏 名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 2年 12月 1日

2 変更の内容

- ・面積の変更 (2,000 m²→1,900 m²)
- ・着手予定年月日の変更 (令和3年1月4日→同年1月15日)

届出事項のうち変更する項目と、
変更前・変更後の内容が分かるよ
うに記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 3年 1月 15日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 3年 5月 31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）

・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：位置図等）

《建築行為の場合》 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）

・建築物の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

・その他参考となるべき事項を記載した図面（例：位置図等）

誘導施設の休廃止届出書

（あて先）かすみがうら市長

行為に着手する30
日前までに記載・提
出してください。

令和 2年 12月 1日

届出者 住 所 かすみがうら市 ○○○ ○-○

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

氏 名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

いずれかを選択してください。

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：□□□ストア

用 途：商業施設（店舗面積 1,500 m²）

所在地：かすみがうら市 ●●● ▲-▲

誘導施設であることがわかるように記入してください。

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

令和3年 1月 31日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和3年3月1日に除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為		・届出者が個人の場合は、 住所・氏名を記入し、個人印（認印可） を押印してください。 ・届出者が法人の場合は、 法人の所在地・名称・代表者氏名を記 入し、代表者印を押印してください。
令和2年 12月 1日	行為に着手する30 日前までに記載・提 出してください。	
(あて先) かすみがうら市長		
届出者 住所	かすみがうら市	〇〇〇 〇-〇
氏 名	〇〇株式会社	印
	代表取締役△△	△△
連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	かすみがうら市 ●●● ▲-▲
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和3年 1月 4日
	5 工事の完了予定年月日	令和3年 5月 31日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、下水道等）を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）
 - ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：位置図等）

住宅等を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。	
令和2年 12月 1日 (あて先) かすみがうら市長	行為に着手する30日前までに記載・提出してください。
届出者 住所 かすみがうら市 ○○○ ○-○ 氏名 ○○株式会社 印 代表取締役△△ △△ 連絡先 ○○○○-○○-○○○○	
1 住宅等を新築しようとする土地、または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番： かすみがうら市 ●●● ▲-▲ 地目： 宅地 面積： 1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等、または改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築、または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 令和3年 1月 4日 行為の完了予定年月日： 令和3年 5月 31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
 - 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- 委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
 - その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

行為の変更届出書

令和 2年 12月 15日

（あて先）かすみがうら市長

届出者 住 所 かすみがうら市 ○○○ ○-○

氏 名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 2年 12月 1日

2 変更の内容

- ・住宅用区画数の変更（25区画→30区画）
- ・着手予定年月日の変更（令和3年1月4日→同年1月15日）

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 3年 1月 15日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 3年 5月 31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（土地利用計画図等 縮尺 1/1,000 以上）

・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：位置図等）

《建築行為の場合》 ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）

・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

・その他参考となるべき事項を記載した図書（例：位置図等）

お問い合わせ先・提出先

かすみがうら市 都市産業部都市整備課

〒300-0192 かすみがうら市大和田 562

電話番号：0299-59-2111 / 029-897-1111